

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月18日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第25号

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成11年寒川町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。